

連絡先：〒921-8112
金沢市長坂3丁目10番25号
電話：076-216-7661 FAX：076-216-7662

高尾社労士事務所便り

ご存じですか？ 障害年金診断書の特例措置

◆コロナ禍と障害年金

みなさんの事業所には、障害年金をもらいながら働いている方はいませんか？ 障害年金を受給している方は、各自に決められた提出期限までに、障害認定日より3か月以内の現症の診断書を提出する必要があります。この提出が遅れたり、記載内容に不備があったりすると、障害年金の支払いが一時差し止められてしまいます。

しかし、今は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関を受診することができずに手続きを円滑に行うことができないケースも想定されるところです。そこで現在、診断書の提出についての特例措置が講じられています（日本年金機構「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて」（令和3年9月10日））。

この措置について、会社からも伝えてあげましょう。

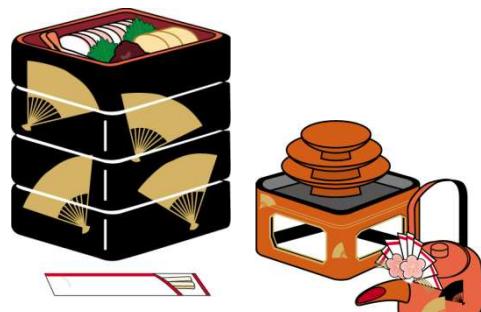
◆障害年金診断書の提出期限についての特例措置

具体的には、障害年金診断書の提出期限が令和3年3月末日から同年11月末日である人については、令和3年12月末日までに障害年金診断書の提出が行われる場合、障害年金の支払いの差止めは行われません。

◆その他の特例措置

障害年金については、その他の特例措置も講じられています。例えば、診断書提出に伴い、年金が増額改定される場合には、当初の提出期限をベースとして年金が増額改定されます。逆に、年金が減額改定される場合や、支給停止となる場合は、猶予期限をベースに、減額改定・支給停止がなされます。

障害年金は、障害を負った方が自分の体調と相談しながら働き続けるためにも大切なものです。今後も状況によりさらなる特例措置や救済策が講じられる可能性がありますから、会社としても積極的に情報を収集し、案内できるようにしておきたいものです。



新型コロナワクチンの追加接種 (3回目接種) 実施

◆なぜ3回目が必要？

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）実施について、厚生労働省がお知らせしています。ワクチンの予防効果は時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止および重症化予防の観点から、初回（1回目・2回目）接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

3回目接種は、初回と同様、無料で受けられます。対象者は以下をすべて満たす方全員です。

- 2回目接種を完了した日から、原則8カ月以上経過した方
- 18歳以上の方
- 日本国内での初回接種（1回目・2回目接種）または初回接種に相当する接種（海外や製薬メーカーの治験等での2回接種）が完了している方

◆追加接種までの流れ

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。2回目の接種完了から原則8カ月以上後に接種できるよう、お住まいの市区町村から追加接種用の接種券等が送付されます。初回

(1回目・2回目) 接種時と同様、実施している医療機関や会場を探し、予約をします。なお、初回と同様に大学等での職域接種の実施も予定されています。

◆ワクチン接種は高い効果があるが、強制ではない

新型コロナワクチン接種を受けることは強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けるものです。ですから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりしてはいけません。厚生労働省では、ワクチン接種に関する情報提供ページを用意し、相談窓口も設置しています。不適切な取扱いのないよう、あらためて社内でルールを確認しておきましょう。

【厚生労働省「追加接種（3回目接種）についてのお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和3年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でな

い場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所よりひと言～



新年明けましておめでとうございます。
昨年は、大変お世話になり誠にありがとうございました。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

高尾社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高尾 勝基
社会保険労務士 古谷 因
内瀬 靖恵

【2022年人事労務の主な法改正について】

2022年4月1日施行

労働政策総合推進法 (パワハラ防止法)・・・事業主が講ずべきパワハラ防止措置(4点)の義務づけが中小事業にも適用されます。

女性活躍推進法・・・301人以上の事業主に適用されていた改正女性活躍推進法が、101以上の事業主まで、その範囲を広げて適用されます。対象事業主は施行日までに一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行う必要があります。

育児介護休業法・・・以下5つの改正

- ① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ③ 産後パパ育休の創設
- ④ 育児休業の分割取得
- ⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化 (1,000人超の企業)